

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 福岡市博多区博多駅東一丁目1番33号

名称 株式会社九州北部サービス

氏名 代表取締役 西崎 晃

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の許可を受けた者であることを証する。

久留米市長 原 口 新 五



許可番号	第 1018 号		
許可の期間	令和 6年 4月 1日 ~ 令和 8年 3月31日		
事業の範囲	事業の範囲	一般廃棄物の種類	
	事業系一般廃棄物	燃やせるごみ（生ごみを除く。）、 空カン、空ビン、ペットボトル	
	家庭系一般廃棄物	遺品整理・片付け等に伴う一時多量ごみ	
積替え保管を含まない。			
許可の区域	久留米市（田主丸町を除く。）の区域		
区域を所管する事務所の所在地	久留米市原古賀町21番地15		
許可の条件	1 運搬にあたっては法令を遵守し、車両及び車庫等は常に清潔を保持し、悪臭・汚水等により周辺環境に悪影響を及ぼさないようにすること。		
	2 許可区域内で収集した一般廃棄物は、下記搬入施設に搬入すること。		
	3 許可区域外で収集した廃棄物は、下記搬入施設に搬入しないこと。		
		一般廃棄物の種類	搬入施設
	事業系	燃やせるごみ（生ごみを除く。）、 空カン、空ビン、ペットボトル	上津クリーンセンター又は 宮ノ陣クリーンセンター
		燃やせるごみ（生ごみを除く。）、 空カン、空ビン、ペットボトル	宮ノ陣クリーンセンター
	家庭系	燃やせるごみ（生ごみを除く。）、 燃やせないごみ、 資源物（古紙・布類を除く。）、	上津クリーンセンター又は 宮ノ陣クリーンセンター
		燃やせるごみ（生ごみを除く。）、 燃やせないごみ、 資源物（古紙・布類を除く。）、	宮ノ陣クリーンセンター
許可の更新又は変更の状況	令和 6年 4月 1日 更新許可		